ASK

第57期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年12月20日（金曜日）
午前10時

開催場所

福島県郡山市虎丸町３番18号
ホテルハマツ３階　右近の間

目　次

招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
計算書類…… 28
監査報告…… 34
株主総会参考書類…… 42

株式会社アサカ理研
証券コード：5724

（証券コード 5724)
（発送日）2024年12月５日
（電子提供措置の開始日）2024年11月28日

株　主　各　位

福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代表取締役社長　山　田　浩　太

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別の御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社　ウェブサイト　　https://www.asaka.co.jp/investor/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRライブラリー」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アサカ理研」又は「コード」に当社証券コード「５７２４」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月19日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2024年12月20日（金曜日）　午前10時
2．場　　所　　福島県郡山市虎丸町３番18号
　　ホテルハマツ３階　右近の間
　　（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
3．目的事項
　報告事項　　1　第57期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
　　2　会計監査人及び監査等委員会の第57期連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　議　　案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
4．招集にあたって決定事項（議決権行使についてのご案内）
　書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款（第15条）の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
　【連結計算書類】　連結注記表
　【計算書類】　個別注記表
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人の消費活動には足踏みがみられたものの、企業活動には持ち直しの動きがみられ、物価上昇の影響を受けつつも景気は緩やかに回復しました。一方で、世界的には地政学リスクの高まりやインフレ、エネルギー・資源価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループにおいては、民生電子機器や情報通信機器の需要が低下し、主要取引先において半導体製品等の電子部品の生産量が減少したことにより、貴金属の取り扱い数量は前期を下回りました。

主要製品のうち、金の価格は米国金利の引き下げが行われるとの見方や、紛争による安全資産としての需要の高まりから、ドル建て価格は上昇し、高い水準で推移しました。また、円安ドル高傾向が続いたことも影響し、円建て価格は前期を上回りました。銅の価格は、世界最大の銅消費国である中国の景気に減速がみられるものの、一部の海外鉱山の閉鎖による供給懸念等の要因でドル建て価格は高い水準で推移しました。円安ドル高も影響したことで、円建て価格は前期を上回りました。

このような事業環境の中、当社グループは資源循環型社会の実現に向け、経営基盤の強化及び新規事業の確立に努めました。社員一人ひとりが積極的にチャレンジする企業風土を目指して前期に導入した新人事制度に基づき、評価体系のブラッシュアップに取り組んだほか、人材育成制度の構築に努めました。

既存事業では、DX化に伴い拡大が期待される電子部品業界において、取引先とのリレーション強化や独自技術を武器とした新規開拓に注力しました。収益力の向上に向け、営業力の底上げや製造工程の効率化によるコスト低減にも継続的に取り組んでおります。

新規事業では、リチウムイオン電池（以下、LiB：Lithium-ion Battery）再生事業の事業化に向け、研究開発及び事業スキーム構築に注力しました。LiB再生事業の研究開発へは約600百万円を投資し、CO_2排出量の削減とレアメタルの高回収率を両立するプロセスの構築に尽力しました。電池メーカーとの共同開発を経て、同社工場において排出される工程廃材リサイクル

の一部を将来的に当社が受託する覚書(MOU)の締結に至りました。当該覚書に基づく取引により、将来的に設備及び研究開発へ投資した金額は充分に回収可能であると見込んでおります。

当連結会計年度の売上高は7,967百万円（対前期3.8％減）となりました。貴金属の主要製品価格は前期を上回ったものの、取引先の減産等に伴い取り扱い数量が減少したこと、また、当社が回収・再生した貴金属を取引先に返却する形態の取引が拡大し、貴金属の売買を伴う取引が縮小したことで売上高は減少しました。加えて、中長期的な成長を見据えた組織体制の強化やLiB再生事業の研究開発への積極的な投資により、営業利益は293百万円（同25.7％減）、経常利益は266百万円（同30.8％減）の減益となりました。一方で、ふくしま産業復興企業立地補助金（13次募集）等により、特別利益244百万円を計上したことで、親会社株主に帰属する当期純利益は371百万円（同20.9％増）の増益となりました。

なお、当連結会計年度の下期と前連結会計年度の下期の業績を比較した場合、金や銅の取り扱い数量及び売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前連結会計年度を上回っており、会計年度の後半において業績に回復傾向がみられました。

各セグメントの経営成績は、以下のとおりです。なお、売上高については、セグメント間取引の消去前の数値であり、セグメント利益については、セグメント間取引の消去後の数値であります。また、間接部門の経費負担には、LiB再生事業における研究開発費用を含んでおります。

（貴金属事業）

主要製品の価格が前期を上回ったものの、貴金属の取り扱い数量が減少したことや貴金属の取引形態が変化したことにより、売上高は6,530百万円（対前期7.2％減）となりました。加えて、間接部門の経費負担の増加によりセグメント利益は142百万円（同56.5％減）の減収減益となりました。

（環境事業）

主要製品の価格が前期を上回ったことに加え、主要製品である銅ペレット等の販売数量が増加したことにより、売上高は1,205百万円（同16.2％増）、セグメント利益は74百万円（同453.8％増）の増収増益となりました。

（システム事業）

主要製品である品質管理システムの販売が増加したことにより、売上高は216百万円（同10.5％増）となりました。一方で、間接部門の経費負担が増加したことにより、セグメント利益は17百万円（同33.8％減）の増収減益となりました。

（その他）

その他に含まれる運輸事業等は、連結グループ内の取引額の増加により、売上高は339百万円（同8.1％増）、セグメント利益は32百万円（同69.9％増）の増収増益となりました。

(2)　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は485百万円で、セグメントごとの設備投資の概要は以下のとおりであります。なお、設備投資の総額には無形固定資産の金額を含めております。

貴金属事業においては、主に生産設備の更新及び生産能力の強化のために384百万円の設備投資を実施しました。環境事業においては、48百万円の設備投資を実施しました。システム事業においては、23百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の売却等はありません。

(3)　資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金及び運転資金は、自己資金及び借入金で賄っております。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

また、いわき工場における工場の増設に充当するため短期借入金として調達を実施した356百万円を長期借入金へ借換しました。

(4)　対処すべき課題

当社は、持続的な成長に向けた事業構造の再構築に取り組んでおります。

当社の主要なお客様は、電子部品・デバイス工業分野に属しており、同分野の生産は、世界経済の変動によって大きくかつ急激に変動する傾向にあります。また、製品では金を中心とした貴金属及び銅の比率が高く、世界各国の財政政策の動向によって、短期間に価格が大きく変動する可能性があります。

このように、当社の事業は、電子部品・デバイス工業分野の生産動向と、貴金属及び銅相場の変動の影響を受けやすい状態にあり、持続的かつ安定的な成長を図るためには、これらの影響を受けにくい事業を創出し続けることによって、事業構造の再構築を図り、事業全体としての外部環境からの影響度を相対的に引き下げていく必要があります。また、新規事業の創出に際しては、サステナビリティを重視し、循環型社会の推進や環境負荷の低減に貢献し得る事業構造であるべきと考えております。

以上のことから、当社グループとして重要課題と捉えているものには、次のものが挙げられます。

・新規事業の創出及び新市場の開拓の加速
　サステナビリティを重視した新規事業を創出し、事業構造の再構築を図る
　海外を含めた新規市場の開拓により、持続的な成長を図る
・研究開発体制の強化
　新規事業創出のための研究開発に人的リソースを集中し、研究開発力の強化と開発期間の短縮を図る
・会社を支える人材の活性化
　事業環境や社会情勢が目まぐるしく変化する中で、イノベーションを牽引する人材の採用・育成・評価・登用に取り組む

(5)　財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第54期 2021年９月期	第55期 2022年９月期	第56期 2023年９月期	第57期 (当連結会計年度) 2024年９月期
売上高（千円）	8,070,898	8,592,871	8,285,656	7,967,841
経常利益（千円）	445,411	776,106	386,017	266,957
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	377,364	622,150	307,327	371,674
１株当たり当期純利益（円）	74.70	122.70	61.27	74.16
総資産（千円）	7,124,975	7,885,620	8,348,738	8,543,696
純資産（千円）	3,537,504	4,118,218	4,255,929	4,649,690
１株当たり純資産額（円）	695.15	803.38	841.01	919.20

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く。）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く。）により算出しております。

２．当社は、2021年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第55期の期首から適用しており、第55期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第54期 2021年９月期	第55期 2022年９月期	第56期 2023年９月期	第57期 (当事業年度) 2024年９月期
売上高（千円）	8,064,535	8,588,232	8,280,351	7,965,697
経常利益（千円）	436,344	757,744	361,869	242,541
当期純利益（千円）	369,518	608,454	291,005	355,352
１株当たり当期純利益（円）	73.14	120.00	58.02	70.90
総資産（千円）	7,033,508	7,752,608	8,162,463	8,357,331
純資産（千円）	3,503,266	4,077,681	4,194,230	4,574,865
１株当たり純資産額（円）	689.22	796.22	829.52	904.28

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く。）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く。）により算出しております。
２．当社は、2021年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第55期の期首から適用しており、第55期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6)　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アサカ弘運株式会社	10,000千円	100%	運輸業

(7)　主要な事業内容（2024年９月30日現在）

事業区分	主要製品
貴金属事業	金地金、銀地金、白金地金、パラジウム、貴金属回収精製処理、各種治具の洗浄・再生、機能部品の再生
環境事業	塩化第二鉄液、使用済み廃液の回収、水処理剤、銅粉、銅ペレット
システム事業	自動計測検査システム、計測ネットワークシステム
その他	工業薬品の運搬、廃液の収集運搬

(8)　主要な営業所及び工場（2024年９月30日現在）

①　当社

・本社及び本社工場　　福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
・富久山工場　　福島県郡山市富久山町福原字大鏑22番地１
・いわき工場　　福島県いわき市泉町黒須野字江越246番地23
・大阪営業所　　大阪府大阪市淀川区西中島５丁目14－10　新大阪トヨタビル７Ｆ
・九州営業所　　福岡県北九州市小倉北区紺屋町９－１　明治安田生命小倉ビル10階
・台湾支店　　中華民国台北市信義區基隆路二段51號14樓

②　子会社

・アサカ弘運株式会社　本社　福島県郡山市田村町金屋字新家１番地２

(9) 従業員の状況（2024年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減数
貴金属事業	63 (19) 名	△7 (1) 名
環境事業	11 (2) 名	△4 (2) 名
システム事業	4 (－) 名	－ (－) 名
報告セグメント計	78 (21) 名	△11 (3) 名
その他	12 (3) 名	△1 (3) 名
全社（共通）	85 (24) 名	6 (13) 名
合計	175 (48) 名	△6 (19) 名

（注）１．従業員数は就業人員（役員、当社グループからグループ外への出向者を除き、兼務役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163（45）名	△5（16）名	41.8歳	13.1年

（注）従業員数は就業人員（役員、当社から社外への出向者を除き、兼務役員、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10)　主要な借入先（2024年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社常陽銀行	684,730千円
株式会社東邦銀行	316,472千円
シンジケートローン	235,584千円
株式会社日本政策投資銀行	197,100千円
日本生命保険相互会社	45,000千円
合計	1,478,886千円

（注）シンジケートローンは、株式会社常陽銀行を主幹事とするその他４行からの協調融資によるものであります。

(11)　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2024年９月30日現在）

(1)　発行可能株式総数　　20,400,000株

(2)　発行済株式の総数　　5,144,600株

(3)　株主数　　3,444名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社モラル・コーポレーション	2,102,060株	41.91%
白岩政一	214,100株	4.27%
株式会社常陽銀行	180,000株	3.59%
株式会社東邦銀行	162,200株	3.23%
日本生命保険相互会社	145,000株	2.89%
東京中小企業投資育成株式会社	100,000株	1.99%
アサカ理研社員持株会	55,748株	1.11%
竹内信彦	55,100株	1.10%
山田慶太	28,933株	0.58%
株式会社ＳＢＩ証券	27,083株	0.54%

（注）１．当社は、自己株式を129,498株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5)　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年12月18日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年１月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2024年２月19日付けで取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）４名に対し自己株式7,894株を交付しました。

(6)　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次		第5回新株予約権
発行決議日		2020年12月18日
新株予約権の数		200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式40,000株 （新株予約権1個につき200株）　（注）4
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり400,400円 （1株当たり2,002円）　（注）4
権利行使期間		2022年12月19日から 2030年12月18日まで
行使の条件		（注）1（注）2（注）3
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　4名

(注) 1．権利行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

2．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．2021年2月1日付けで行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田　慶太	
代表取締役社長	山田　浩太	㈱ＡＳＡＫＡ　ＳＯＬＡＲ代表取締役
取締役	佐久間　良一	営業本部長兼製造本部長
取締役	佐久間　幸雄	最高技術責任者
取締役	市川　文子	
取締役（監査等委員長）	三崎　秀央	兵庫県立大学国際商経学部教授
取締役（監査等委員）	髙野　俊哉	㈱ストライク　特別顧問 ラボット・プランナー㈱　取締役副社長
取締役（監査等委員）	末代　政輔	

（注）１．取締役市川文子氏、取締役(監査等委員)三崎秀央氏、取締役(監査等委員）髙野俊哉氏、取締役(監査等委員）末代政輔氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．社外取締役である市川文子氏は、業務執行者および監査役としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知識を有し、三崎秀央氏は、大学教授としての経営に関する幅広い知識、特に組織論および戦略経営に高い見識を有し、髙野俊哉氏は、金融機関の業務執行者としての豊富な知識と金融や企業経営に関する幅広い知識を有し、末代政輔氏は電子部品製造装置メーカーにおける豊富な経験と企業経営に関する幅広い知識を有しており、それぞれ取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役(監査等委員)として財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、社外取締役は全て業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断しております。

３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を設置しておりません。

４．当社は、取締役(監査等委員)三崎秀央氏、取締役(監査等委員）髙野俊哉氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動状況は次の通りです。

①2023年12月22日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって、取締役遠藤健太郎氏は任期満了により退任しました。

②2023年12月22日開催の第56期定時株主総会において、新たに末代政輔氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役市川文子氏、監査等委員である社外取締役三崎秀央、髙野俊哉、末代政輔の3氏と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、執行役員を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、2024年11月に当該保険契約を同様の内容で更新しております。

(4) 取締役の報酬等

１．取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、ガバナンス委員会の設置に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の改訂を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることを念頭に置き、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての「役員報酬基準額」、業績連動報酬等である「業績評価額」及び非金銭報酬等である「株式報酬」により構成する。

②役員報酬基準額(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬である「役員報酬基準額」は、年額の金銭報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等である「業績評価額」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、連結当期純利益、役員報酬比率、担当部門の業績貢献度、貴金属等相場の状況を勘案し、役員報酬基準額に加算・減算するものとする。

④非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬及び時価型ストックオプションとする。新株予約権の割り当てについては、会社業績、役位等に応じて取締役会の決議において決定するものとする。

なお、株式報酬のうち、時価型ストックオプションについては、役位、職責の他、個人の業績を加味して個人ごとの割当口数を決定するものであり、業績連動報酬等に位置付けられるものである。

⑤報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

役員報酬基準額と業績評価額を加えた金銭報酬については、「定期同額給与」とする。株式報酬の支給時期については、取締役会において決定する。

⑥固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、一律ではなく役位、職責に応じて設定するものとし、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するため、適切な支給割合とすることを方針とする。当該方針の具体的内容は、監査等委員会において検討を行い、取締役会において決定する。

検討に当たっては、役員の業績向上へのコミットメントやインセンティブを高めるため、業績連動型報酬等及び非金銭報酬等を役員報酬として重視していくこととする。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

管理本部長は取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の原案をガバナンス委員会に諮問し答申を得るものとする。取締役会は、当該答申を踏まえ取締役の個人別の報酬等の内容について審議し決定する。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けることができるものとし、その権限の内容は、各取締役の役員報酬基準額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績評価額の決定とする。

代表取締役は、当該ガバナンス委員会の答申及び取締役会における審議内容を踏まえ、受任した権限を行使するものとする。

２．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) （うち社外取締役）	108,327 (4,500)	77,768 (4,500)	21,142 (-)	9,417 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	11,800 (11,800)	11,800 (11,800)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	120,127 (16,300)	89,568 (16,300)	21,142 (-)	9,417 (-)	9 (5)

（注）１．社外取締役の支給人員及び支給額は上記（　）内のとおりであります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額180,000千円以内（うち、社外取締役分20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は４名（うち、社外取締役は０名）です。また、2020年12月18日開催の第53期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に譲渡制限付株式報酬を年額25,000千円以内で支給すること及び、時価型ストックオプションとしての新株予約権を年額50,000千円以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取

締役及び社外取締役を除く）の員数は５名です。

4．業績連動報酬等にかかる業績指標は、直前期の連結当期純利益を指標に採用しており、当事業年度におけるその実績値は、307,259千円であります。当該指標を採用する理由は、中長期的な業績及び企業価値向上に貢献する意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、業績指標から配当見込み額を減じた額に対して、役位別の基準比率、担当部門の業績寄与度等を乗じたもので算定されております。

5．非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬及び時価型ストックオプションとしての新株予約権の割り当てとなります。当事業年度における交付状況は、「２．（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」及び「３．当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

6．取締役会は、代表取締役会長山田慶太及び代表取締役社長山田浩太に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にガバナンス委員会がその妥当性等について確認しております。

7．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名（うち、社外取締役２名）です。

8．2010年12月24日開催の第43期定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）２名　　206,360千円

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）三崎秀央氏は、兵庫県立大学国際商経学部教授であります。また、当社は同大学と特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）髙野俊哉氏は、株式会社ストライクの特別顧問、ラボット・プランナー株式会社の取締役副社長であります。また、当社は、同社と特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況 及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川文子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に企業経営に関する幅広い知識に基づき適宜意見を述べております。また、業務執行者及び監査役としての豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、戦略的な財務マネジメントやダイバーシティ・マネジメントの観点を中心に企業価値向上に資する助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	三崎秀央	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に経営に関する幅広い知識に基づき適宜意見を述べております。また、経営学者としての知見に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	髙野俊哉	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験及び他企業の役員としての実績に基づく専門的な見地から適宜意見を述べております。また、業務執行者としての豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	末代政輔	2023年12月22日開催の第56期定時株主総会就任以降に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。主に電子部品製造装置メーカーにおける豊富な経験及び企業経営に関する幅広い知識に基づき適宜意見を述べております。また、業務執行者としての豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。

（注）会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の回数を除いています。

6. 会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称　EY新日本有限責任監査法人

(2)　会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	30,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制

当社の、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は下記のとおりです。

［内部統制システム構築の基本方針の概要］

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、企業経営の基本的使命である株主利益追求のため、「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」を社是に掲げ、法令、企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、それぞれの利害関係者に対し、責任を果たすことを目指しております。そのためにはより牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であるとし、当社は以下の事項を実施しております。

① 取締役会への監督機能を有効に働かせるため、過半数の社外取締役を含む監査等委員会を置く。（監査等委員会設置会社）
② 取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
③ 執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
④ 執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
⑤ 取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
⑥ 経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは企業経営の基本使命を果たすために、社是実現のために「アサカ理研グループ行動憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
② 各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
③ 当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
④ 当社取締役会は代表取締役を議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
⑤ コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動指針及び「アサカ理研グループ行動憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。

⑥ 当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。併せて、状況に応じて通報者を秘匿するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。

⑦ 当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。

⑧ 当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。

ａ．株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料

ｂ．取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

ｃ．取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類

ｄ．その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書

② 取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。

③ 総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。

④ 上記文書は10年以上保存する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置する。

② 危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役会に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。

（想定される危機管理）

ａ．地震、洪水、事故、火災等

ｂ．不適切な業務執行による生産及び販売活動

ｃ．貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等

③ 危機管理委員会は目的別に次の委員会を設置する。

ａ．労働委員会

ｂ．環境委員会

ｃ．品質委員会

ｄ．情報委員会

④ それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する。

⑤ 危機管理委員会は当社グループにおける危機管理に関する事項について協議検討し、当社取締役会に付議し、その決議に従う。

⑥ 当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管理対応要領を作成し、提出する。

⑦ 重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを取りまとめ、当社取締役会に提出する。

⑧ 危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。

⑨ 当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は取締役会を原則月１回定時に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。

② 当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。

③ 当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。

④ 当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。

⑤ 当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。

⑥ 当社子会社の取締役会は、各規程及び取締役会決議等に基づき、各取締役の役割、資格、権限等を明確にし、各取締役は取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。

(5)　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①　当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において３ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。

②　当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。

③　当社の監査等委員会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。

④　当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。

⑤　当社の監査等委員会、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。

(6)　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会スタッフという。）を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が求めた場合、監査等委員会スタッフを置くことができる。

(監査等委員会スタッフ)

ａ．監査等委員会スタッフに必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。

ｂ．監査等委員会スタッフの職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。

ｃ．監査等委員会スタッフは当社グループ各社の監査業務の事務局となる。

(7)　監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査等委員会スタッフの人事考課は監査等委員会の同意が必要。

②　監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の同意が必要。

③　監査等委員会スタッフは当社子会社の監査役を兼務できるが、業務執行に係る役職は兼務できない。

④　監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会が有する調査権限を行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフからの要請を受けた場合、これに協力する。

(8)　当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

①　執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。
②　代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
③　その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
④　監査等委員は取締役として取締役会への出席義務がある。
⑤　その他監査等委員会は以下の権限を有する。
　ａ．監査等委員はあらゆる会議に出席できる。
　ｂ．あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
　ｃ．監査等委員会スタッフに調査をさせることができる。
　ｄ．内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
　ｅ．代表取締役及び当社子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
　ｆ．会計監査人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
　ｇ．内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
⑥　取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。

(9)　当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役（監査役が存在しない当社子会社の場合は直接当社監査等委員会。以下同じ。）に対して報告するものとし、報告を受けた各社の監査役は、これを当社監査等委員会に対して速やかに報告する。

(10)　報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

(11)　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(12)　その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査等委員会、会計監査人と緊密に連携し、調整する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会では、法令、企業理念を遵守し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するために、内部統制システムを構築し、その運用状況を確認のうえで、継続的な改善及び強化に努めております。当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

① 取締役会を17回開催し、取締役及び執行役員、使用人の業務執行状況の報告と、重要事項並びに経営戦略について審議を行っております。また、当社の子会社であるアサカ弘運株式会社及び株式会社ASAKA SOLARは、当社取締役会において、業務執行状況について報告いたしました。
② 監査等委員会を14回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款などの遵守について監査いたしました。
③ 当社は、危機管理規程に基づき、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会に設置する目的別委員会において実施する当社グループにおけるリスク評価をもとに危機管理対応要領を作成し、取締役会へ報告を行い、承認を受けております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定配当を継続的に行うとともに、企業体質の強化と内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本としております。

こうした考えのもと、当期の期末配当につきましては、2024年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

当社は取締役会の決議により、剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金８円　配当総額　40,120,816円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月23日

本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。
また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	3,724,301
現金及び預金	1,517,954
受取手形及び売掛金	431,369
電子記録債権	34,334
商品及び製品	896,589
仕掛品	674,672
原材料及び貯蔵品	108,679
その他	60,701
固定資産	4,819,394
有形固定資産	4,282,071
建物及び構築物	1,293,590
機械装置及び運搬具	451,217
土地	1,362,987
リース資産	11,895
建設仮勘定	1,119,934
その他	42,446
無形固定資産	77,199
投資その他の資産	460,123
投資有価証券	195,189
繰延税金資産	1,266
退職給付に係る資産	77,616
その他	196,158
貸倒引当金	△10,108
資産合計	8,543,696

負債の部	
流動負債	1,910,808
買掛金	238,513
短期借入金	202,280
1年内償還予定の社債	130,000
リース債務	4,862
未払法人税等	43,693
借入金地金	762,605
賞与引当金	163,554
その他	365,298
固定負債	1,983,197
社債	200,000
長期借入金	1,276,606
リース債務	8,163
繰延税金負債	156,629
長期未払金	286,611
退職給付に係る負債	517
資産除去債務	54,669
負債合計	3,894,006
純資産の部	
株主資本	4,487,900
資本金	504,295
資本剰余金	369,363
利益剰余金	3,756,365
自己株式	△142,124
その他の包括利益累計額	121,985
その他有価証券評価差額金	121,102
繰延ヘッジ損益	114
退職給付に係る調整累計額	768
新株予約権	39,804
純資産合計	4,649,690
負債・純資産合計	8,543,696

連結損益計算書

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

（単位：千円）

売上高		7,967,841
売上原価		5,639,597
売上総利益		2,328,244
販売費及び一般管理費		2,034,657
営業利益		293,586
営業外収益		
受取利息	2,129	
受取配当金	4,596	
受取賃貸料	2,350	
助成金収入	1,831	
為替差益	415	
その他	5,858	17,181
営業外費用		
支払利息	19,936	
地金借入料	17,389	
支払手数料	4,950	
その他	1,535	43,811
経常利益		266,957
特別利益		
補助金収入	243,800	
新株予約権戻入益	856	244,656
特別損失		
固定資産除却損	2,618	2,618
税金等調整前当期純利益		508,994
法人税、住民税及び事業税	78,189	
法人税等調整額	59,131	137,320
当期純利益		371,674
親会社株主に帰属する当期純利益		371,674

連結株主資本等変動計算書

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年10月1日残高	504,295	369,032	3,423,956	△150,792	4,146,492
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△40,057		△40,057
親会社株主に帰属する当期純利益			371,674		371,674
自己株式の処分		331		8,667	8,999
連結範囲の変動			791		791
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	331	332,408	8,667	341,407
2024年９月30日残高	504,295	369,363	3,756,365	△142,124	4,487,900

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2023年10月1日残高	63,920	99	617	64,637	40,660	4,139	4,255,929
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△40,057
親会社株主に帰属する当期純利益							371,674
自己株式の処分							8,999
連結範囲の変動							791
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	57,182	14	151	57,348	△856	△4,139	52,353
連結会計年度中の変動額合計	57,182	14	151	57,348	△856	△4,139	393,761
2024年９月30日残高	121,102	114	768	121,985	39,804	－	4,649,690

貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	3,655,345	流動負債	1,881,287
現金及び預金	1,452,021	買掛金	253,052
受取手形	4,099	短期借入金	202,280
電子記録債権	34,334	１年内償還予定の社債	130,000
売掛金	427,052	リース債務	4,862
商品及び製品	896,589	未払法人税等	39,874
仕掛品	674,672	借入金地金	762,605
原材料及び貯蔵品	104,622	賞与引当金	161,154
関係会社短期貸付金	1,200	その他	327,458
その他	60,752	固定負債	1,901,177
固定資産	4,701,986	社債	200,000
有形固定資産	4,155,277	長期借入金	1,276,606
建物	1,154,955	リース債務	8,163
構築物	138,634	繰延税金負債	155,378
機械及び装置	318,346	長期未払金	206,360
車両運搬具	6,202	資産除去債務	54,669
工具、器具及び備品	42,321	負債合計	3,782,465
土地	1,362,987	純資産の部	
リース資産	11,895	株主資本	4,413,845
建設仮勘定	1,119,934	資本金	504,295
無形固定資産	75,772	資本剰余金	369,363
投資その他の資産	470,935	資本準備金	339,295
投資有価証券	195,189	その他資本剰余金	30,068
関係会社株式	18,983	利益剰余金	3,682,310
関係会社長期貸付金	2,400	利益準備金	21,030
前払年金費用	73,432	その他利益剰余金	3,661,280
その他	191,038	配当平均積立金	95,000
貸倒引当金	△10,108	固定資産圧縮積立金	432,570
		別途積立金	506,500
		繰越利益剰余金	2,627,209
		自己株式	△142,124
		評価・換算差額等	121,216
		その他有価証券評価差額金	121,102
		繰延ヘッジ損益	114
		新株予約権	39,804
		純資産合計	4,574,865
資産合計	8,357,331	負債・純資産合計	8,357,331

損 益 計 算 書

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

（単位：千円）

売上高		
製品売上高	7,872,547	
商品売上高	93,150	7,965,697
売上原価		5,667,439
売上総利益		2,298,257
販売費及び一般管理費		2,029,072
営業利益		269,185
営業外収益		
受取利息	2,202	
受取配当金	4,596	
受取賃貸料	3,700	
為替差益	415	
その他	6,252	17,166
営業外費用		
支払利息	18,496	
社債利息	1,440	
地金借入料	17,389	
支払手数料	4,950	
その他	1,535	43,811
経常利益		242,541
特別利益		
補助金収入	243,800	
新株予約権戻入益	856	244,656
特別損失		
固定資産除却損	2,618	2,618
税引前当期純利益		484,578
法人税、住民税及び事業税	70,078	
法人税等調整額	59,146	129,225
当期純利益		355,352

株主資本等変動計算書

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当平均積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
2023年10月１日残高	504,295	339,295	29,736	369,032	21,030	95,000	284,612	506,500
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の積立							163,899	
固定資産圧縮積立金の取崩							△15,941	
自己株式の処分			331	331				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	331	331	－	－	147,957	－
2024年９月30日残高	504,295	339,295	30,068	369,363	21,030	95,000	432,570	506,500

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
2023年10月１日残高	2,459,871	3,367,014	△150,792	4,089,550	63,920	99	64,019	40,660	4,194,230
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△40,057	△40,057		△40,057					△40,057
当期純利益	355,352	355,352		355,352					355,352
固定資産圧縮積立金の積立	△163,899	－		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	15,941	－		－					－
自己株式の処分			8,667	8,999					8,999
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					57,182	14	57,196	△856	56,340
事業年度中の変動額合計	167,337	315,295	8,667	324,294	57,182	14	57,196	△856	380,635
2024年９月30日残高	2,627,209	3,682,310	△142,124	4,413,845	121,102	114	121,216	39,804	4,574,865

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社アサカ理研
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
仙　台　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　嶋　清　彦

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　克　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社アサカ理研の２０２３年１０月１日から２０２４年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサカ理研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社アサカ理研
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
仙　台　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　嶋　清　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　克　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アサカ理研の２０２３年１０月１日から２０２４年９月３０日までの第５７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社アサカ理研　監査等委員会

監査等委員　三　崎　秀　央　㊞

監査等委員　髙　野　俊　哉　㊞

監査等委員　末　代　政　輔　㊞

（注）監査等委員　三崎秀央、監査等委員　髙野俊哉、監査等委員　末代政輔は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やまだ　けいた 山田　慶太 (1954年８月３日生)	1973年４月　アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 1980年７月　当社取締役 1981年６月　アサカエムアール株式会社代表取締役 1985年３月　当社代表取締役 1988年10月　当社取締役 1989年９月　当社専務取締役 1991年７月　当社代表取締役副社長 1992年４月　アサカ弘運株式会社代表取締役社長 1993年４月　アサカエムアール株式会社 (2003年10月当社による吸収合併) 取締役 1994年11月　当社代表取締役社長 1998年７月　アサカ弘運株式会社代表取締役 2013年12月　当社代表取締役会長 2015年12月　当社代表取締役社長 2019年12月　当社代表取締役会長（現任）	28,933株

【取締役候補者とした理由】

山田慶太氏は、1980年に取締役に就任して以降、長年にわたって取締役会のメンバーとして当社の経営に参画しており、2019年12月からは代表取締役会長として持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では、取締役会議長として建設的な議論を促し、社外取締役をはじめ各取締役の理解を得た意思決定に寄与しております。企業経営に関する豊富な経験と専門的な知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	やまだ　こうた 山田浩太 (1983年11月29日生)	2012年４月　当社入社 2014年４月　ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.取締役 2016年11月　当社営業本部副本部長 2016年12月　当社取締役執行役員営業本部副本部長 2017年12月　当社取締役執行役員営業本部長 2019年11月　株式会社ASAKA SOLAR代表取締役(現任) 2020年10月　当社取締役執行役員管理本部長 2022年10月　当社代表取締役社長(現任)	9,625株

【取締役候補者とした理由】

山田浩太氏は、経営企画や海外子会社においてマネジメント業務に従事し、取締役営業本部長、取締役管理本部長を歴任し、企業経営ならびに人材マネジメントの豊富な経験と知見を有しており、取締役として持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	佐久間 良一 (さくま りょういち) (1959年2月18日生)	1981年４月　アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 1993年４月　アサカエムアール株式会社取締役 (2003年10月当社による吸収合併) 2005年４月　当社システム事業部長 2009年10月　当社環境事業部営業部長 2013年12月　当社執行役員貴金属事業部製造部長 2015年４月　当社執行役員製造本部長 2015年12月　当社取締役執行役員管理本部長 2019年12月　当社取締役管理本部長 2020年10月　当社取締役営業本部長 2022年１月　当社取締役営業本部長兼製造本部長(現任)	10,692株

【取締役候補者とした理由】

佐久間良一氏は、入社以来、貴金属事業をはじめ環境事業、システム事業に携わり、製造本部長、取締役管理本部長、取締役営業本部長（現任）を歴任してまいりました。豊富な職務経験と業界への幅広い知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	佐久間（さくま） 幸雄（ゆきお） (1956年10月24日生)	1979年４月　コビシ電機株式会社 （現サクサプレシジョン株式会社）入社 1982年４月　日本国有鉄道 (現東日本旅客鉄道株式会社)入社 1989年11月　アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 2004年５月　当社執行役員RMF事業部長 2008年12月　当社取締役 2010年７月　当社取締役執行役員技術・開発本部長 2016年12月　当社取締役技術・開発本部長 2017年12月　当社取締役最高技術責任者(現任)	8,146株

【取締役候補者とした理由】

佐久間幸雄氏は、2008年12月に取締役に就任して以降、取締役技術・開発本部長、取締役最高技術責任者を歴任し、当社の研究開発の中心的な役割を果たしております。技術分野を中心とした豊富な経験と専門的な知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	市川文子（いちかわふみこ） （1956年2月5日生）	1978年４月　石川島産業機械株式会社 (現株式会社IHI物流産業システム)　入社 2006年４月　同社　経理部経理グループ部長 2007年７月　株式会社IHI機械システム (現株式会社IHI物流産業システム) 本宮事業所管理部総務・経理グループ部長 2009年２月　同社　財務部長 2009年10月　同社　管理部財務グループ専門部長 2011年４月　同社　財務部長 2011年６月　同社　執行役員 2015年４月　同社　取締役 2016年４月　株式会社IHI物流産業システム　取締役 2018年６月　ジャパンマリンユナイテッド株式会社　監査役 2022年12月　当社社外取締役（現任）	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

市川文子氏は、業務執行者および監査役としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知識を有しております。業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、戦略的な財務マネジメントやダイバーシティ・マネジメントの観点を中心に企業価値向上に資する助言を行っていただくことが期待できることから、社外取締役に適任と判断しております。

(注) 1．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2．市川文子氏は、社外取締役候補者であります。
3．市川文子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4．当社は、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役市川文子氏との責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額としております。市川文子氏の再任が承認された場合には、既存の責任限定契約は契約条項により引き続き効力を有します。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、2024年11月に当該保険契約を同様の内容で更新しております。
6．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について、監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。
当委員会において、候補者の見識、経験、将来の経営の安定化等の要素から取締役（監査等委員である取締役を除く。）が適任であるか審議いたしました。各候補者は当社の取締役として相当であるとの判断をいたしました。

以　上

株主総会会場ご案内略図

福島県郡山市虎丸町３番18号
ホテルハマツ３階　右近の間
電話番号　024（935）1111

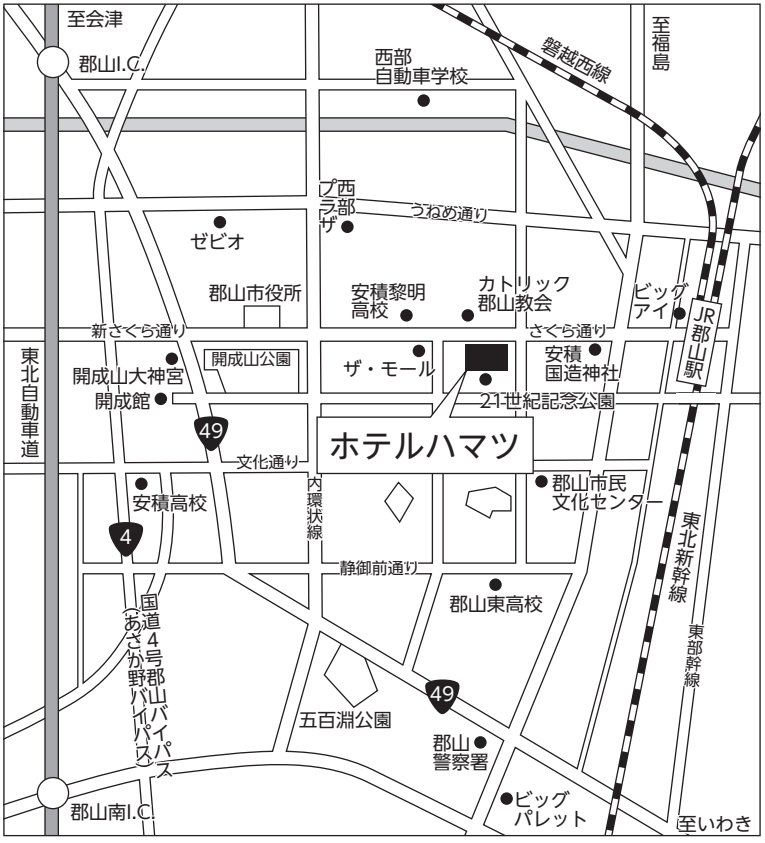

●JR…東北新幹線で郡山駅まで
　東京駅から　約１時間20分
　仙台駅から　約40分
●JR郡山駅から　徒歩　約20分
　車　約５分

●自動車…東北自動車道（東京より約３時間30分）
　郡山I.C.から　約15分
　郡山南I.C.から　約20分
●福島空港より車で約50分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。